

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長								
税目	法人税								
要望の内容	<p>異常危険準備金制度について、火災保険等※に係る租税特別措置法第57条の5第1項に定める積立率のうち、令和3年度末までの経過措置分100分の4を100分の8に拡充するとともに、経過措置の適用期限を延長し、積立率を本則分100分の2から100分の10（本則分100分の2、経過措置分100分の8）に引き上げること及び同7項に定める洗替保証率を現行の100分の30から100分の40に引き上げること。本則積立率適用残高率も同様。</p> <p>※火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。</p> <table border="1" data-bbox="874 772 1476 936"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲23,053百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（▲46,105百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲23,053百万円	（制度自体の減収額）	（▲46,105百万円）	（改正増減収額）	（—百万円）
平年度の減収見込額	▲23,053百万円								
（制度自体の減収額）	（▲46,105百万円）								
（改正増減収額）	（—百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>巨大自然災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑かつ確実に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の十分な異常危険準備金の積立を促すことにより、金融サービスの利用者（保険契約者）が安心してそのサービスを利用できること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>損害保険会社は、火災保険等の引受を通じて自然災害リスクを保有しており、巨大自然災害に対して円滑かつ確実に保険金支払いを行えるよう、異常危険準備金の積立を行っている。</p> <p>現行の租税特別措置法において、損害保険会社が積み立てている火災保険等に係る異常危険準備金のうち、正味収入保険料の6%（積立率）の損金算入、残高について正味収入保険料の30%まで無税積立が認められている。しかしながら、平成30年及び令和元年に発生した自然災害による保険金支払いが2年続けて1兆円超に上るなど、近年の自然災害の激甚化・頻発化の影響により、保険金支払いが近年増大しており、異常危険準備金は大幅な取崩しを余儀なくされ、その残高は低水準となっているところ、いつ発生するか予測ができない巨大自然災害に備えるため、早急に十分な異常危険準備金残高を回復させる必要がある。</p> <p>本要望は、確実な保険金支払いを確保する観点から、異常危険準備金の積立を税制面で支援し、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、国民経済の発展に資するものであり、必要不可欠な制度である。</p> <p>※平成17年度には、監督会計上のルールとして、損害保険会社に対して、巨大自然災害発生時にも保険金支払余力が確保されるよう新たな自然災害リスク責任準備金制度が導入されている。</p>								

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、火災保険事業の持続可能性を守り、国民生活と経済社会の安定に資する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	頻発する巨大自然災害の被災者に対し異常危険準備金の取崩しにより、円滑かつ確実に保険金の支払いが行われた。なお、これにより異常危険準備金 5,247 億円（前回要望時の平成 30 年度から令和 2 年度までの無税分合計）が取り崩された。令和元年度から正味収入保険料の 6%の積立（損金算入）が認められたものの、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、火災保険等の異常危険準備金残高は 331 億円の増加（令和 2 年度末残高 1,652 億円）、残高率は 6.4%から 7.3%（+0.9%）の上昇にとどまった。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	19 社
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	異常危険準備金残高を早期に回復し、必要な残高を確保することにより、確実な保険金支払いを可能にし、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資することとなるため有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>巨大自然災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の早期・計画的で十分な異常危険準備金の積立に寄与するものであり妥当なものである。</p> <p>これまでも平成3年の台風19号、平成23年の東日本大震災やタイ洪水、平成26年2月の雪害、平成30年の台風21号、令和元年の台風19号等の巨大自然災害が発生しているが、異常危険準備金の取崩しにより円滑かつ確実に保険契約者に保険金を支払ってきている。</p> <p>巨大自然災害に対しては大数の法則が働かないことから、複数年度にわたり収支を均衡させる仕組みとなっている。近年、巨大自然災害の発生が相次いでいる状況に鑑み、今後の巨大自然災害の保険金支払いに備えるためには、大幅に減少した異常危険準備金を早期に積み上げるとともに、残高を増やす必要がある。したがって、積立率を10%に引き上げること並びに、洗替保証率及び本則積立率適用残高率を40%に引き上げることがを要望するものである。</p>								
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○直近事業年度損金算入額</p> <table border="1" data-bbox="549 864 1458 958"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災保険等</td> <td>1,028億円</td> <td>1,297億円</td> <td>1,349億円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	火災保険等	1,028億円	1,297億円	1,349億円	
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度							
	火災保険等	1,028億円	1,297億円	1,349億円							
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置法の条項：第68条の55第1項又は第13項 適用件数：58社 適用額：201,770,014千円</p>									
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>巨大自然災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、有効である。</p>									
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>巨大災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する。</p>										
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>巨大自然災害に係る保険金支払いに充てるため、計画的に準備金を各損保会社が積み立てているが、これまで以上に巨大自然災害が発生し、準備金を取り崩して保険金を支払ってきており、損保会社の保険金支払能力向上のため、さらなる準備金の積増しが必要となっている。</p>										
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>積立率の引上げ(100分の5)については、平成10年度税制改正から継続要望し、平成25年度税制改正において措置され、平成28年度税制改正要望で同措置の延長を要望し、3年間の延長がなされた。その後、令和元年度税制改正要望において積立率の引上げ(100分の6)及び3年間の延長がなされている。</p> <p>洗替保証率の引上げ(100分の40)については、平成8年度税制改正から継続要望。</p>									